「道路橋点検士」に次ぐ民間資格として H27 年 10 月創設、H28 年 2 月国土交通省登録

「道路橋点検士補」 登録申請の手引き

一般財団法人橋梁調査会

今後、道路橋が急速に老朽化していくことを踏まえ、道路の適正な管理を図るため各道路管理者の責任による点検→診断→措置→記録というメンテナンスサイクルを確立するために法令等の整備が行われました。

一般財団法人橋梁調査会は、道路橋の点検を担う点検技術者の更なる技術の向上や点検結果の精度、信頼性の確保を図るため、国が定める統一的な「橋梁定期点検要領」に基づく記録様式を適切かつ正確に作成できる技術を有する技術者の資格として、「道路橋点検士」制度を創設しました。
この資格は、平成 28 年 2 月に国土交通省の「公共工事に関する調査及び設計等に関する技術者資格（施設分野：橋梁〔鋼橋・コンクリート橋〕－業務：点検）」として登録されました。

「道路橋点検士補」は、「道路橋点検士」に次ぐ資格として、研修修了者の申請により登録された技術者に付与される称号です。

１．登録申請の要件

道路橋点検士補の登録申請ができるのは、下記（1）の要件に該当する方です。

(1)道路橋点検士技術研修会の受講修了
令和3年度以降の「道路橋点検士技術研修会」を修了された方 「道路橋点検士補」の登録申請にあたり、点検・診断の業務経歴は問いません。

道路橋点検士技術研修会申込から認定・登録までの流れ

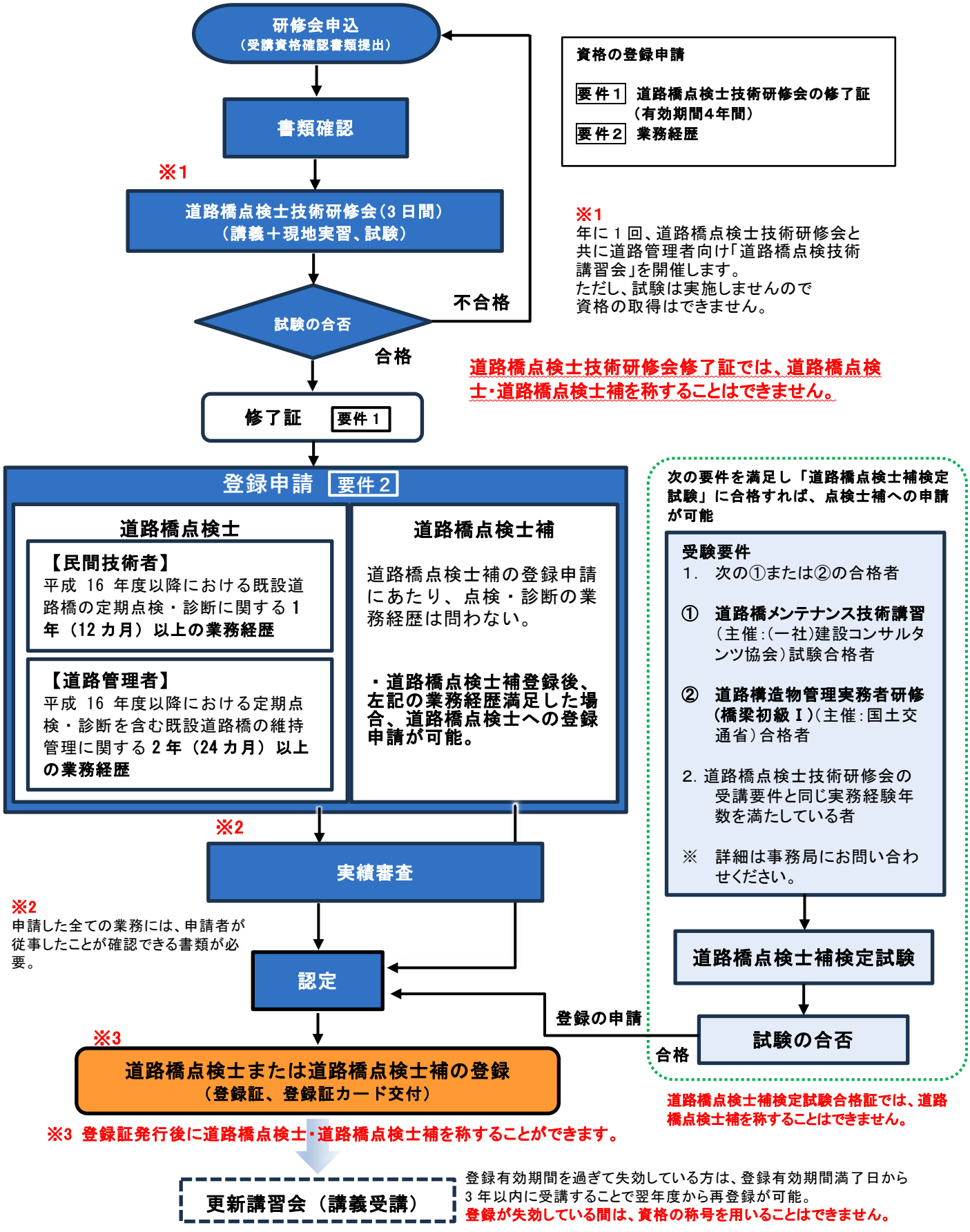

※ 登録申請は、研修会の修了証が届き次第可能です。登録有効期間は修了証取得の翌年度より 4 年間です。
この期間を過ぎますと申請ができませんのでご注意ください。

２．登録申請の手続き

（1）橋梁調査会ホームページ(HP)から登録申込み

申請から登録までの流れ

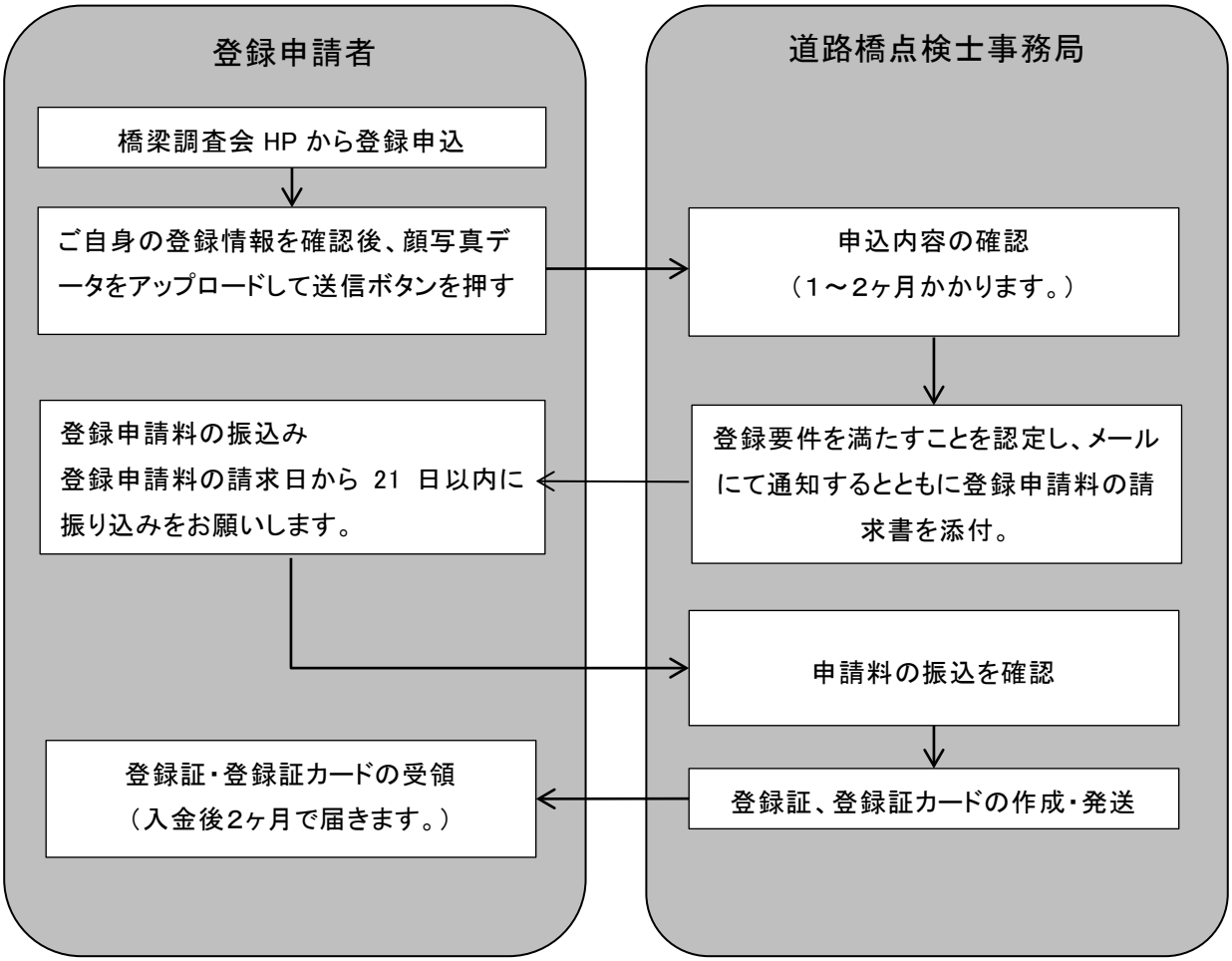

（注）申請から登録までの期間

申請後、登録申請料の振込み・確認、登録証・登録証カードの発送まで最短で 3～4 ヶ月かかります。

①. 橋梁調査会ホームページの【道路橋点検士関連】→【道路橋点検士補登録】のバナーをクリックし、道路橋点検士補登録画面に進みます。

②. 申込フォームボタンを押すと、ログインフォームが表示されます。「修了証番号」と「パスワード」を入力し、ログインボタンを押します。

③.　申込フォームが表示されます。「所属区分」にチェックを入れ、【内容を確認する】ボタンを押します。

※1. ご登録情報の変更がある場合は、画面右上の「登録情報の編集」から変更します。
　　なお、勤務先住所などの入力内容は正確に記入して下さい。
※2. 必ず受信できるメールアドレスを入力して下さい。迷惑メール対策等で返信メールが受け取れない場合があります。複数人が申込まれる場合に同じメールアドレスで登録することはご遠慮下さい。
（「入力フォーム」ではなく、「マイページ」が表示される場合があります、その場合は、「マイページ」画面左下の【道路橋点検士登録申込】のボタンを押してください。）

④. 内容確認画面が表示されます。入力内容を確認し、登録証カード用の顔写真をアップロードします。【送信】ボタンを押すと、申込み受付完了となります。

⑤. 後日、ご登録のメールアドレス宛に請求書をお送りいたしますので、**登録料のお振り込みは、請求書が届いてからお願いいたします。**

(2) 申請内容の確認

事務局にて申請内容について道路橋点検士補登録要件を満たしているか確認の上、認定します。登録には、道路橋点検士技術研修会等の修了者であることが条件となります。

(3) 登録申請料の振込

登録要件が認定された申請者には、その旨をメールでお知らせするとともに、登録申請料の請求書を添付し送付します。

振り込みの際、振込者氏名の後ろに修了証番号をかならず付加して下さい。
修了証番号を付加しなかった場合や、複数名分の登録申請料を合わせて振り込まれた場合は、金融機関が交付する「振替払込請求書兼受領証」、「ご利用明細票」(ATM の場合)、インターネットバンキング利用時の振込結果等の写しの余白に氏名(複数の場合はすべての申請者の名前)を記入して送付して下さい。メール、FAX いずれでも構いません。

送付先:一般財団法人　橋梁調査会　道路橋点検士事務局
FAX　03-5940-8099　　E-mail: hashitenken@jbec.or.jp

３．道路橋点検士補の登録

登録申請料の入金が確認できた方には、(一財)橋梁調査会認定「道路橋点検士補登録証」および「道路橋点検士補　登録者カード」を交付して、「道路橋点検士補」の称号を付与し、登録します。登録有効期間は「道路橋点検士技術研修会」修了証取得の翌年度より 4 年間です。
その後4年ごとに道路橋点検士更新講習会を受講することで更新ができます。
「道路橋点検士補」の登録者が「道路橋点検士」に登録した場合、更新までの有効期間は「道路橋点検士補」の期間が引き継がれます。

４．登録事項の変更および再発行

(1)登録事項の変更

登録事項(勤務(連絡)先住所・勤務先)に変更が生じた場合は、速やかに「修了者ログイン」の「登録事項の編集」からご自身で変更してください。
メールアドレスの変更はホームページの【修了者ログイン】の 「メールアドレスが変わった方はこちらから変更して下さい。」 から手続きを行ってください。メールアドレスの変更は、今後、重要なお知らせを受け取るために必要です。

(2)登録証の再発行

紛失等により、登録証及び登録者カードの再発行が必要な場合は、事務局までお知らせ下さい。再発行までは 1～2 ヶ月を要します。またカード再発行手数料(3,300 円(消費税込み))が必要です。

道路橋点検士補の更新・再登録制度

１．登録の更新、再登録

(1)登録の更新

登録の更新は、登録有効期間の最終年度に「道路橋点検士更新講習会」(以下「更新講習会」という)を受講することにより申請することができます。

(2)登録更新の申込みをしなかった場合

登録更新の手続きをしなかった場合には、道路橋点検士補の資格は登録有効期間満了と同時に失効し、「道路橋点検士補」の称号を用いることはできません。

(3)再登録

登録が失効した場合でも、登録有効期間満了日から 3 年以内に更新講習会を受講することにより、更新講習会受講の翌年度から資格の再登録が可能です。

(4)登録証等の発行

「登録の更新」又は「再登録」をした場合には、「登録証」ならびに「登録証(カード)」を交付します。

２．登録申請料

登録に伴う費用として、登録申請時に 3,300 円(消費税込み)を負担していただきます。

３．更新講習会

道路橋点検士の技術力の向上や点検結果の精度・信頼性の確保を図るため、更新時及び再登録時には更新講習会を受講していただきます。

[更新講習会]

・開催時期及び開催方法　　当調査会ホームページでお知らせいたします。

・受講料　　6,600 円(消費税込み)

登録申請に関するお問い合わせは下記までお願いします。

一般財団法人　橋梁調査会　道路橋点検士事務局
〒112-0013　東京都文京区音羽 2-10-2 日本生命音羽ビル8階
電話 03-5940-4800, 4801(専用)／ FAX 03-5940-8099
E-mail: hashitenken@jbec.or.jp

(掲載: 2025 年 4 月)